

全建事発第 103 号
令和 4 年 1 2 月 1 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔 公 印 省 略 〕

民間（七会）連合協定の三約款
（小規模建築物・設計施工一括用工事、マンション修繕工事、リフォーム工事）
の改正について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全建事発第 0 8 8 号にて民間（七会）連合協定工事請負契約約款が令和 5 年 1 月 1 日付で改正を行う旨、情報提供しましたが、民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会より標記の約款についても令和 5 年 2 月 1 日付で改正を行い、改正概要は下記のとおりです。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員企業の皆様に対し周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【改正の概要】

- 「役員等」の対象範囲に発注者または受注者の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者に加え、さらに契約解除事由に、暴力団等との社会的に非難される関係の行為類型として、暴力団等の不当利用などの 3 類型を具体的に規定したこと（三約款共通）
- 現場において建設発生土のある場合、搬出先の名称および所在地を明確化すること（小規模建築物工事約款のみ）

【添付資料】

- 別添 1 民間（七会）連合協定工事請負工事契約約款委員会からの通知文
- 別添 2 （小規模建築物約款）令和 5 年 2 月改正 【新旧対照表】
- 別添 3 （マンション修繕約款）令和 5 年 2 月改正 【新旧対照表】
- 別添 4 （リフォーム約款）令和 5 年 2 月改正 【新旧対照表】

※（参考）

- 全建書頒会にて販売済の現行約款の交換、引き取りはできません。
- ただし、後日、約款委員会の HP 上で、現行約款を使用する場合の対応方法（変更合意書）が掲載される予定です。
- 変更合意書について当初、民間（七会）連合協定工事請負契約約款の改訂予定を公表した時点では印紙が不要である様式でしたが、200円の印紙が必要である旨、連絡があり、ホームページの様式も変更されています。
- 販売価格、販売方法は、これまで通りで変更ありません。
- 新約款の頒布は令和5年2月20日以降を予定しています。
- 不明点等あれば、全建書頒会事務局（03-6280-4780）まで連絡願います。

【担当】 事業部 山中

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp